

暴力団等排除への取り組み（不当要求防止責任者講習の受講者の加点 10点）

<内容>

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する不当要求防止責任者の講習を受講した責任者に対し、登録業種全てに10点を加点するものとします。

不当要求防止責任者講習とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づき、事業者が不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）を選任し、公安委員会（警察署）へ届け出ることにより、公安委員会が責任者に対し、暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能を習得させることを目的として実施されているものです。

<選任届出・講習受講の手続き>

講習の受講を希望される場合は、京都府暴力追放運動推進センターのホームページから電子入力により受講の申し込みをすることができます。申込書をダウンロードし、FAXでの申し込みも可能です。

京都府暴力追放運動推進センター>責任者講習案内

<http://www.kboutsui.com/seminar.html>

<当面の講習日程>

開催日	開催時間	会場	住所
平成23年6月3日(金)	午後1時～4時	舞鶴勤労者福祉会館 多目的ホール	舞鶴市字南田辺1番地

※申込者多数の場合は、後日日程を調整の上開催されます。

<入札参加資格審査申請受付時（H24.2）の提出書類>

詳細は、12月中旬にお送りする申請要領にて追ってお知らせしますが、受講修了証の写しと雇用を確認する書類を予定しています。